

新潟市民病院駐車場使用料収納事務の委託について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定に基づき、新潟市民病院駐車場使用料収納事務を、令和 4 年 12 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日までの期間、次のとおり委託したので地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 22 日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

収納事務を行う場所	収納事務受託者
新潟市中央区鐘木 4 6 3 番地 7 新潟市民病院	東京都江東区潮見二丁目 1 番 7 号 日本空調サービス株式会社 FM 管理部 執行役員 FM 管理部長 柴田 貴博